

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定に基づき、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるかごなわ漁業のうち、ばいがいかごなわ漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 3 月 19 日

京都府知事 西脇隆俊

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

| 漁業種類       | 船舶等の数 | 船舶の総トン数 | 操業区域     | 漁業時期       | 漁業を営む者の資格   | 条件   |
|------------|-------|---------|----------|------------|-------------|------|
| ばいがいかごなわ漁業 | 4 隻   | 制限なし    | 別記 1 の 1 | 6 月 1 日から  | 京都府に住所を有する者 | 別記 2 |
|            |       |         | 別記 1 の 2 | 8 月 31 日まで |             |      |

別記 1

- 1 京都府沖合海面（東経 135 度 02 分以東の海域）
- 2 京都府沖合海面（東経 135 度 12 分以西の海域）

別記 2

- (1) ずわいがに及びべにずわいがにを採捕してはならない。
- (2) 水深 200 メートル未満では操業してはならない。
- (3) かごの数は 1 連に 100 個以内とし、かごの陥穿孔は直径 20 センチメートル以内でなければならない。
- (4) 漁具は 1 隻につき 2 連までとする。
- (5) 漁具の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さに標旗を立て、標旗には許可番号、船名及び氏名又は名称を明記しなければならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

3 許可の有効期間 1 年（令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで）